

eTax 国税電子申告・納税システムをご利用ください

所得税および復興特別所得税・消費税および 地方消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください。

～ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax ～

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、作成したデータをe-Taxへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

～ 所得税の確定申告 e-Taxをご利用いただくメリット ～

○自宅からネットで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でデータを作成し、e-Taxへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

○添付書類の提出省略

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称・支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略できます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）

○還付がスピーディー

e-Taxで申告した還付申告は3週間程度で処理しています。（自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています）

○24時間いつでも利用可能

所得税および復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。（ただし、メンテナンス時間を除きます）



e-Taxをご利用いただく前に・・・

e-Taxの利用には、電子証明書の取得（手数料が必要ですが）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。電子証明書をすでに取得している方は、電子証明書の有効期限切れに注意してください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期限が過ぎた場合には、更新手続きが必要です。



もっと詳しい情報は・・・

e-Taxホームページでは、利用開始の手続きや利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Taxに関する情報／e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）
確定申告書等作成コーナーに関する情報／国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）
e-Taxの操作に関する問い合わせ／
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）

軽自動車税の税率が引き上げられます

軽自動車税は、昭和33年に創設された税金です。今回、負担水準の適正化を図る観点から地方税法などが改正され、軽自動車税は、30年ぶりに税率が改正されます。

《平成27年度から》

◎原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車の税率を次のとおり引き上げます。

車種区分		税率	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
もっぱら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

◎平成27年4月1日以後に新規取得する新車の三輪および四輪以上の軽自動車の税率は改正後の税率となります。（注1）

車種区分			税率	
			改正前	改正後
三輪（660cc以下）			3,100円	3,900円
四輪以上 （660cc以下）	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

（注1）平成27年3月31日以前に新規取得された車両は、改正前の税率を適用します。ただし、最初の新規検査から13年を経過した車両は、下記の重課税率が適用されます。

《平成28年度から》

最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車税は右記の税率が適用されます。（注2）

（注2）最初の新規検査とは、自動車検査証（車検証）に記載されている「初度検査年月」です。中古車で購入する場合の税率も、この初度検査年月で判断します。

車種区分			税率
三輪（660cc以下）			4,600円
四輪以上 （660cc以下）	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

手続きはお済みですか（廃車・名義変更）

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している方に年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、月割り課税とはならず、その年度分の軽自動車税を納めていただくこととなりますので、注意してください。

■廃車などの手続きに関する問い合わせ／

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・125cc以下のバイク ・ミニカー など	役場税務課税務係 （1階⑧番窓口）	<ul style="list-style-type: none"> 新所有者の認印 標識（ナンバープレート） 標識交付証明書
小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクターなど） ・その他特殊作業用（ホイルローダーなど）		
軽四輪自動車 ・660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ・125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 （☎0154-51-0745）	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ・250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 （☎0154-51-2522）	

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線153）